

2025年1月28日

各 位

会 社 名 株式会社ダイセキ  
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 山本 哲也  
(コード番号 9793 東証プライム・名証プレミア)  
問 い 合 わ せ 先 常務執行役員企画管理本部長 片瀬 秀樹  
(電話番号 052-728-1155)

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「大阪油化工業株式会社の株式(証券コード:4124)に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

株式会社ダイセキ(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している大阪油化工業株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、対象者が、2025年1月24日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。)第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を提出したことにより、公開買付者において公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたことを踏まえ、公開買付者が、本日、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を同年2月12日まで延長し、延長後の公開買付期間を36営業日とすることを含む買付条件等(公開買付期間及び決済の開始日)の変更を行うこととしたことに伴い、2024年12月16日付で関東財務局長に提出した公開買付届出書(2024年12月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、関連する事項(公開買付期間の延長を含みます。)を訂正するため、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の8第2項の規定に基づき、本日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、公開買付者が2024年12月13日付で公表した「大阪油化工業株式会社の株式(証券コード:4124)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

これらの経緯を経て、公開買付者は、2024年12月13日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び堀田氏との間で本応募契約を締結することを決議いたしました。

(変更後)

<前略>

これらの経緯を経て、公開買付者は、2024年12月13日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び堀田氏との間で本応募契約を締結することを決議いたしました。

その後、対象者が企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を

含みます。)第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、2025年1月24日付で臨時報告書を提出したことを確認したため、公開買付者は同年1月28日付で、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することといたしました。また、公開買付者は、当該訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を、届出当初の公開買付期間の末日である同年2月3日から、当該訂正届出書を提出する日である同年1月28日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年2月12日まで延長する必要があるところ、公開買付期間を同年2月12日まで延長し、延長後の公開買付期間を36営業日とすることを含む買付条件等(公開買付期間及び決済の開始日)の変更を行うことといたしました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(変更前)

<前略>

⑦ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

(変更後)

<前略>

⑦ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しておりました。その後、対象者が、2025年1月24日付で臨時報告書を提出し、公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、公開買付者は、同年1月28日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い公開買付期間を同年2月12日まで延長したため、公開買付期間は36営業日となりました。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

② 株式併合

(変更前)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権数が対象者の総株主の議決権数の

90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、(i) 会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び(ii) 本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2025年4月を目途に開催することを要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(変更後)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権数が対象者の総株主の議決権数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、(i) 会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び(ii) 本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2025年5月を目途に開催することを要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

## 2. 買付け等の概要

### (2) 日程等

#### ② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2024年12月16日（月曜日）から2025年2月3日（月曜日）まで（30営業日）

(変更後)

2024年12月16日（月曜日）から2025年2月12日（水曜日）まで（36営業日）

### (8) 決済の方法

#### ② 決済の開始日

(変更前)

2025年2月7日（金曜日）

(変更後)

2025年2月18日（火曜日）

## 4. その他

### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(変更前)

- ① 「特別損失の計上に伴う 2025 年 9 月期通期業績予想及び配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

<後略>

- ② 「2024 年 9 月期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

<後略>

(変更後)

- ① 「特別損失の計上に伴う 2025 年 9 月期通期業績予想及び配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

<後略>

- ② 「2024 年 9 月期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

<後略>

- ③ 臨時報告書の提出

対象者は、2025 年 1 月 24 日付で臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。当該臨時報告書の概要は以下のとおりです。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

#### 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

- (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの エルアール株式会社

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主の議決権に対する割合
異動前 (2025 年 1 月 14 日現在)	866 個	8.30%
異動後 (2025 年 1 月 16 日現在)	1,126 個	10.79%

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合については、小数点第 3 位を四捨五入しております。

2. 2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数から同日現在の議決権を有しない株式数を控除した総株主の議決権の数 (10,440 個) に対する割合を算出しております。

2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 : 1,073,500 株

2024 年 9 月 30 日現在の議決権を有しない株式数 : 29,406 株

3. 上記については、当該株主より提出された大量保有報告書 (変更報告書) に基づき記載しており、当社として当該法人名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

- (3) 当該異動の年月日

2025 年 1 月 16 日

- (4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 : 346,497,050 円

発行済株式総数 : 普通株式 1,073,500 株

以 上